

新潟県地域防災計画 【風水害対策編】

修正案 新旧対照表

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

※ 頁、行は現行計画（令和7年10月修正）についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5	▲10	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (ク)（略）。 <u>(追加)</u>	1 基本理念 (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築 ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割 (ク)（略） <u>(ク) 県、市町村は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人材育成の推進)	
2	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5	▲6	エ 支援と協力による補完体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。 <u>(追加)</u>	エ 支援と協力による補完体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。 <u>また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
3	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	10	表	3 各機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 信越総合通信局 <u>(追加)</u>	3 各機関の事務又は業務の大綱 指定地方行政機関 信越総合通信局 <u>新潟行政評価事務所</u> <u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u>	指定地方行政機関の追加を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																
4	第1章第4節 新潟県の社会的条件	22	表	<p>3 産業 産業別総生産額の推移</p> <table border="1"> <caption>産業別総生産額の推移 (単位:百万円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H23</th> <th>H27</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>164,668</td> <td>140,710</td> <td>153,260</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>2,432,809</td> <td>2,570,124</td> <td>2,662,615</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>5,960,875</td> <td>6,290,934</td> <td>6,003,198</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 輸入税等加減前の数値。資料 令和3年度 新潟県 県民経済計</p>	区分	H23	H27	R2	第1次産業	164,668	140,710	153,260	第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,662,615	第3次産業	5,960,875	6,290,934	6,003,198	<p>3 産業 産業別総生産額の推移</p> <table border="1"> <caption>産業別総生産額の推移 (単位:百万円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H23</th> <th>H27</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>162,754</td> <td>140,032</td> <td>155,953</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>2,432,809</td> <td>2,570,124</td> <td>2,633,350</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>5,960,880</td> <td>6,290,964</td> <td>6,018,486</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 輸入税等加減前の数値。資料 令和4年度 新潟県 県民経済計</p>	区分	H23	H27	R2	第1次産業	162,754	140,032	155,953	第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,633,350	第3次産業	5,960,880	6,290,964	6,018,486	時点修正	
区分	H23	H27	R2																																				
第1次産業	164,668	140,710	153,260																																				
第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,662,615																																				
第3次産業	5,960,875	6,290,934	6,003,198																																				
区分	H23	H27	R2																																				
第1次産業	162,754	140,032	155,953																																				
第2次産業	2,432,809	2,570,124	2,633,350																																				
第3次産業	5,960,880	6,290,964	6,018,486																																				
5	第2章第1節 防災教育計画	33	11	<p>1 計画の方針 (2)要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、<u>保護責任者</u>、施設管理者等の 防災教育を推進する。</p>	<p>1 計画の方針 (2)要配慮者に対する配慮 ア 要配慮者、<u>同居家族等</u>、施設管理者等の 防災教育を推進する。</p>	他節との整合性確保																																	
6	第2章第1節 防災教育計画	33	▲14	<p>2 県民・企業等の役割 (1)県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の伝承</p>	<p>2 県民・企業等の役割 (1)県民の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による</u>次世代への災害被災経験の伝承</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)																																	
7	第2章第1節 防災教育計画	33	▲9	<p>2 県民・企業等の役割 (2)地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>(追加)</u> 次世代への災害被災経験の伝承</p>	<p>2 県民・企業等の役割 (2)地域の役割 ア～イ (略) ウ <u>語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等による</u>次世代への災害被災経験の伝承</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)																																	
8	第2章第1節 防災教育計画	34	▲17	<p>3 県の役割 (4)要配慮者及び<u>保護責任者</u>の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は<u>保護責任者</u>への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。</p>	<p>3 県の役割 (4)要配慮者及び<u>同居家族等</u>の防災学習の支援 ア 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部） 在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は<u>同居家族等</u>への防災知識の</p>	他節との整合性確保																																	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。		
9	第2章第1節 防災教育計画	35	9	3 県の役割 (5) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～エ（略） <u>(追加)</u>	3 県の役割 (5) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会） ア～エ（略） <u>オ 広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する県民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への県民の参加を促進する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	
10	第2章第1節 防災教育計画	36	10	4 市町村の役割 (6) 要配慮者及び <u>保護責任者</u> 等の防災学習の推進 (7)～(8)（略） (9) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>保護責任者</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示	4 市町村の役割 (6) 要配慮者等及び <u>同居家族</u> 等の防災学習の推進 (7)～(8)（略） (9) 市町村地域防災計画で定める事項 ・全住民を対象とした共通的な防災教育計画 ・各地区別の住民を対象とした防災教育計画 ・要配慮者及び <u>同居家族等</u> を対象とした防災教育計画 ・ハザードマップの作成・提示	他節との整合性確保	
11	第2章第1節 防災教育計画	36	▲19	4 市町村の役割 (1)～(9)（略） <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (1)～(9)（略） <u>(10)ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑨官民連携・人材育成の推進)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
12	第2章第2節 防災訓練計画	38	11	1 計画の方針 (1) 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・（略）・さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>（追加）</u>地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。 	1 計画の方針 (1) 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・（略）・さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、<u>新物資システム（B-PLo）</u>、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。 	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑬防災DXの加速）	
13	第2章第2節 防災訓練計画	39	▲ 11	3 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・（略）・また、新潟県総合防災情報システム、<u>（追加）</u>地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。 	3 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・（略）・また、新潟県総合防災情報システム、<u>新物資システム（B-PLo）</u>、地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。 	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑬防災DXの加速）	
14	第2章第3節 自主防災組織 育成計画	43	▲ 2	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の实情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。	5 市町村の役割 (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援 市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の实情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、 <u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、</u> 一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑩消防防災力の充実強化）	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
15	第2章第4節 防災都市計画	45	7	1 計画の方針 (1) 基本方針 災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 <u>(追加)</u> 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、 <u>都市的土地利用を誘導しないもの</u> とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	1 計画の方針 (1) 基本方針 災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 <u>都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断すること</u> とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
16	第2章第4節 防災都市計画	45	18	ア～カ (略) <u>(追記)</u>	ア～カ (略) <u>キ 復興事前準備の取組の推進</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (③復興・復旧の迅速化)	
17	第2章第4節 防災都市計画	47	10	3 県の役割 (1)～(5) (略) <u>(追記)</u>	3 県の役割 (1)～(5) (略) <u>(6) 復興事前準備の取組の推進</u> 県は、市町村が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、市町村が行う事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組を支援する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (③復興・復旧の迅速化)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
18	第2章第4節 防災都市計画	48	7	4 市町村の役割 (1)～(5) (略) <u>(追記)</u> <u>(6)</u> (略)	4 市町村の役割 (1)～(5) (略) <u>(6) 復興事前準備の取組の推進</u> <u>市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</u> <u>(7)</u> (略)	R7 防災基本計画の修正を反映 ③復興・復旧の迅速化)	
19	第2章第5節 集落孤立対策計画	50	▲5	3 県の役割 (2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局） イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新 <u>技</u> 技術の導入や活用を促進する。	3 県の役割 (2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局） イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新 <u>(削除)</u> 技術の導入や活用を促進する。	誤記訂正	
20	第2章第8節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	62	18	2 各道路管理者等の行う風水害対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>(追加)</u> 関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、 <u>情報連絡体制</u> や応急復旧のための人	2 各道路管理者等の行う風水害対策 (2) 防災体制の整備 イ 迅速な応急復旧体制の整備 <u>道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u> <u>また、関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、<u>道路啓開、応急復旧等</u>（以下「道路啓</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (④道路法等の改正)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。 <u>また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。</u>	<u>開等」という。）に必要な人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）の備蓄体制を整備する。</u> <u>（削除）</u>		
21	第2章第9節 港湾・漁港施設の風水害対策	63	17	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図るとともに、災害を防ぐための港湾、漁港の外郭施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県（交通政策局、農林水産部）は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図るとともに、災害を防ぎ、 <u>防災機能を確保する</u> ための港湾、漁港の外郭施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥港湾における官民協働での高潮対策)	
22	第2章第9節 港湾・漁港施設の風水害対策	63	22	(ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を行うと共に、近年の気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強及び、気候変動に適応した整備計画の策定に努める。 <u>（追加）</u>	(ウ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を行うと共に、近年の気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強及び、気候変動に適応した整備計画の策定に努める。 <u>また、港湾については、官民協働により気候変動に取り組む「協働防護計画」の策定に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥港湾における官民協働での高潮対策)	
23	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	74	32	県内の河川数及び指定延長 (令和6年1月1日現在)	県内の河川数及び指定延長 (令和7年1月1日現在)	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																
24	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	75	32	<p>県内の県管理河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要注意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理</td> <td>75</td> <td>59,006</td> <td>459</td> <td>423,175</td> <td>1,315</td> <td>1,512,515</td> <td>44</td> <td>14,476</td> <td>1,818</td> <td>1,950,116</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要注意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	県管理	75	59,006	459	423,175	1,315	1,512,515	44	14,476	1,818	1,950,116	<p>県内の県管理河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要注意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理</td> <td>74</td> <td>57,596</td> <td>457</td> <td>421,925</td> <td>1,315</td> <td>1,521,295</td> <td>39</td> <td>14,396</td> <td>1,814</td> <td>1,957,616</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要注意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	県管理	74	57,596	457	421,925	1,315	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616	時点修正	
	重点		A			B		要注意		計																																																													
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
県管理	75	59,006	459	423,175	1,315	1,512,515	44	14,476	1,818	1,950,116																																																													
	重点		A		B		要注意		計																																																														
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
県管理	74	57,596	457	421,925	1,315	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616																																																													
25	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	76	1	<p>県内の国管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要注意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国管理</td> <td>139</td> <td>28,494</td> <td>168</td> <td>24,114</td> <td>992</td> <td>293,923</td> <td>118</td> <td>43,443</td> <td>1,278</td> <td>361,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要注意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	国管理	139	28,494	168	24,114	992	293,923	118	43,443	1,278	361,460	<p>県内の国管理河川関係の重要水防箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">重点</th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">要注意</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国管理</td> <td>139</td> <td>27,982</td> <td>163</td> <td>23,776</td> <td>1008</td> <td>293,306</td> <td>122</td> <td>44,460</td> <td>1,293</td> <td>361,532</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>		重点		A		B		要注意		計		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	国管理	139	27,982	163	23,776	1008	293,306	122	44,460	1,293	361,532	時点修正	
	重点		A			B		要注意		計																																																													
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
国管理	139	28,494	168	24,114	992	293,923	118	43,443	1,278	361,460																																																													
	重点		A		B		要注意		計																																																														
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)																																																													
国管理	139	27,982	163	23,776	1008	293,306	122	44,460	1,293	361,532																																																													
26	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	76	6	<p>水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所</p> <p>資料：令和<u>6</u>年度水防計画</p>	<p>水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所</p> <p>資料：令和<u>7</u>年度水防計画</p>	時点修正																																																																	
27	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	76	8	<p>県内のダム（堤高15m以上）施設数 （令和<u>6</u>年4月1日現在）</p>	<p>県内のダム（堤高15m以上）施設数 （令和<u>7</u>年4月1日現在）</p>	時点修正																																																																	
28	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	78	26	<p>県内の海岸延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>海岸線延長</th> <th>海岸保全延長</th> <th>保全施設有効延長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>406,565</td> <td>254,777</td> <td>182,083</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td>119,444</td> <td>58,226</td> <td>50,729</td> <td>港湾区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>108,841</td> <td>51,338</td> <td>33,290</td> <td>漁港区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>634,850</td> <td>364,341</td> <td>266,102</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>5</u>年度版 海岸統計</p>	区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考	国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,083		国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸	水産庁	108,841	51,338	33,290	漁港区域の海岸	合 計	634,850	364,341	266,102		<p>県内の海岸延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>海岸線延長</th> <th>海岸保全延長</th> <th>保全施設有効延長</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>406,565</td> <td>254,777</td> <td>182,088</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省港湾局</td> <td>119,444</td> <td>58,226</td> <td>50,729</td> <td>港湾区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>108,791</td> <td>51,338</td> <td>33,290</td> <td>漁港区域の海岸</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>634,800</td> <td>364,341</td> <td>266,107</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：令和<u>6</u>年度版 海岸統計</p>	区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考	国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088		国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸	水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸	合 計	634,800	364,341	266,107		時点修正															
区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考																																																																			
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,083																																																																				
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸																																																																			
水産庁	108,841	51,338	33,290	漁港区域の海岸																																																																			
合 計	634,850	364,341	266,102																																																																				
区 分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備 考																																																																			
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088																																																																				
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸																																																																			
水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸																																																																			
合 計	634,800	364,341	266,107																																																																				

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
29	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	78	28	県内の海岸関係の重要水防箇所 資料：令和 <u>6</u> 年度水防計画	県内の海岸関係の重要水防箇所 資料：令和 <u>7</u> 年度水防計画	時点修正	
30	第2章第13節 河川・海岸災害予防計画	80	18	5 関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>（追加）</u> 等を派遣し、 <u>（追加）</u> 県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。	5 関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE <u>（予備隊員含む）</u> ・TEC-FORCEアドバイザー）を派遣し、 <u>TEC-FORCEパートナーとの連携により</u> 、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保）	
31	第2章第15節 防災通信施設の整備と風水害対策	85	12	2 県の役割 (1) <u>新潟県総合防災</u> 情報システムの整備 <u>（追加）</u> 災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。 <u>併せて</u> 、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に情報を集約できるよう努める <u>ものとする。</u> <u>（追加）</u>	2 県の役割 (1) <u>各種</u> 情報システムの整備 <u>ア 新潟県総合防災情報システム</u> 災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。 <u>イ 新総合防災情報システム等</u> 国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に情報を集約できるよう努める <u>（削除）</u> 。	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑬防災DXの加速）	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>併せて、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u>		
32	第2章第20節 上水道の風水害対策	107	25	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の防災対策 ウ 応急対策計画の策定 (ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>(追加)</u>	2 水道事業者の役割 (2) 体制面の防災区対策 ウ 応急対策計画の策定 (ウ) 応急復旧計画 b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (㊴インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
33	第2章第21節 下水道等の風水害対策	112	18	4 市町村の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>(追加)</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。 <u>(追加)</u>	4 市町村の役割 (3) 下水道等施設の管理 イ <u>発災時は</u> 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (㊴インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
34	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	126	13	1 計画の方針 基本方針 (1)～(2) (略) (3) 市町村は、 <u>(追加)</u> 災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定 <u>すると</u>	1 計画の方針 基本方針 (1)～(2) (略) (3) 市町村は、 <u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、</u> 災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理	R7 防災基本計画の修正を反映 (㊴その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>ともに、<u>(追加)</u> 平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。</p> <p><u>(4)</u> 市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(5)</u> 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	<p>計画を策定し、<u>必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p><u>(4)</u> 市町村は、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。</p> <p><u>(5)</u> 市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。</p> <p><u>(6)</u> 県は、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p><u>(7)</u> 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>		
35	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	126	25	<p>3 県の役割 <u>広域処理体制の整備</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> 県内市町村間の広域処理体制を整備する。 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p><u>(2)</u> 関係団体との協力体制 災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。</p> <p><u>(3)</u> 近隣他県との協力体制 災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	<p>3 県の役割 (削除)</p> <p><u>(1) 災害廃棄物処理体制の整備</u> 災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害廃棄物の処理主体となる市町村の災害廃棄物計画策定、見直しの参考にも資するよう、必要に応じて県計画を見直し、計画の実効性の向上に努める。</p> <p><u>(2) 県内市町村間の広域処理体制の整備</u> 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。</p> <p><u>(3) 関係団体との協力体制</u> 災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。</p> <p><u>(4) 近隣他県との協力体制</u> 災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
36	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	127	2	4 市町村の役割 (1) 災害廃棄物処理 <u>計画の策定</u> ア <u>(追加)</u> 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定 <u>する。</u>	4 市町村の役割 (1) 災害廃棄物処理 <u>体制の整備</u> ア <u>災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、</u> 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、 <u>必要に応じて見直しを実施することで、計画の実効性の向上に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映（⑭その他）	
37	第2章第28節 医療救護体制の整備	134	14	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略) <u>(追加)</u> <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略)	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア)～(イ) (略) <u>(ウ) 県は、災害対策本部（医療活動支援班）等において医療救護活動の助言等を行う災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンの整備を行う。</u> <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略) <u>(カ)</u> (略)	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	
38	第2章第28節 医療救護体制の整備	137	▲11	3 県の役割 (1) ～ (4) (略)	3 県の役割 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 災害医療アドバイザーの整備</u> <u>県は、災害対策本部等において医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害医療アドバイザーの整備を行う。</u> <u>(6) 災害時小児周産期リエゾンの整備</u> <u>県は、災害対策本部において小児・周産期の医療活動全般に係る企画、助言等を行</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p><u>う、災害時小児周産期リエゾンの整備を行う。</u></p> <p>(7) <u>災害薬事コーディネーターの整備</u> <u>県は、災害対策本部等において、被災地域の医薬品や医療用資器材等の供給調整を支援する災害薬事コーディネーターの整備を行う。</u></p> <p>(8) <u>災害時透析リエゾンの整備</u> <u>県は、災害対策本部において人工透析の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時透析リエゾンの整備を行う。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p>		
39	第2章第29節 避難体制の整備	140	21	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。 ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有 <u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。 ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有、<u>個別避難計画の策定</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	
40	第2章第29節 避難体制の整備	143	▲9	<p>3 県の役割</p> <p>(2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） エ 関係機関との情報交換体制の整備 (ウ) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>3 県の役割</p> <p>(2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） エ 関係機関との情報交換体制の整備 (ウ) (略) <u>オ 避難生活を支える人材の育成・確保</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u>	材育成の推進)	
41	第2章第29節 避難体制の整備	144	10	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の <u>避難支援計画</u> 策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の <u>個別避難計画</u> 策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (14その他)	
42	第2章第29節 避難体制の整備	146	▲3	4 市町村の役割 (4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して <u>避難支援計画</u> を策定する。	4 市町村の役割 (4) 避難誘導體制の整備 イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して <u>個別避難計画</u> を策定する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (14その他)	
43	第2章第29節 避難体制の整備	148	▲12	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 イ 指定に当たっての留意点 <u>(ク) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等</u>	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 イ 指定に当たっての留意点 <u>(削除)</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (7被災者支援の充実) ※第2章31節「食料・生活必需品等の確	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<u>避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</u> <u>(ケ)</u> <u>(コ)</u> <u>(サ)</u> <u>(シ)</u> <u>(ス)</u> <u>(セ)</u> <u>(ソ)</u> <u>(タ)</u> <u>(チ)</u> <u>(ツ)</u> <u>(テ)</u>	<u>(ク)</u> <u>(ケ)</u> <u>(コ)</u> <u>(サ)</u> <u>(シ)</u> <u>(ス)</u> <u>(セ)</u> <u>(ソ)</u> <u>(タ)</u> <u>(チ)</u> <u>(ツ)</u>	保計画」に新たに記載	
44	第2章第29節 避難体制の整備	150	21	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 ウ 即応体制の整備 (コ) <u>(追加)</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。	4 市町村の役割 (5) 避難場所、避難所の指定 <u>等</u> ウ 即応体制の整備 (コ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
45	第2章第29節 避難体制の整備	150	30	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(5) 避難場所、避難所の指定</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p><u>(シ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める</u></p> <p><u>(ス) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	<p>R7 防災基本計画の修正を反映</p> <p>(⑦被災者支援の充実、⑨官民連携・人材育成の推進、⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)</p>	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
46	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	153	表	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 〔要配慮者の安全確保計画の体系〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 〔要配慮者の安全確保計画の体系〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>・個別避難計画の作成</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 </td> </tr> </tbody> </table>	大項目	中項目	小項目	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>・個別避難計画の作成</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 	本文の記載内容を踏まえた修正	
大項目	中項目	小項目																	
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>(追加)</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 																	
大項目	中項目	小項目																	
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 <u>・個別避難計画の作成</u> ・避難行動要支援者対象の防災訓練 																	
47	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	154	19	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 県 また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>(追加)</u>の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 県 また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映													

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
48	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	155	▲6	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 避難行動要支援者及び保護責任者 避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 避難行動要支援者及び同居家族等 避難行動要支援者及び同居家族等は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことについて、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の表現を踏まえて修正	
49	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	156	▲6	2 県民・企業等の役割 (4) 外国人関係団体の役割 ① 国際交流協会 県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。 <u>（追加）</u>	2 県民・企業等の役割 (4) 外国人関係団体の役割 ① 国際交流協会 県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。 <u>なお、県国際交流協会は県と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行う。</u>	時点修正	
50	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	158	11	3 県の役割 (5) 外国人支援（知事政策局） 県は、 <u>（追加）</u> 災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。	3 県の役割 (5) 外国人支援（知事政策局） 県は、 <u>県国際交流協会と連携して</u> 災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行うとともに、 <u>県内市町村間の相互支援体制を構築する。</u>	時点修正	
51	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	158	17	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、 <u>平常時より</u> 避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿 <u>（追加）</u> を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合に	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、 <u>平時から</u> 避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u> を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				おいても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。・・・（略）・・・	事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。・・・（略）・・・		
52	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	159	2	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 ・・・（略）・・・その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>（追加）</u>	4 市町村の役割 (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 ・・・（略）・・・その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映	
53	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	159	11	4 市町村の役割 (2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 ・・・（略）・・・また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所 <u>（追加）</u> へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。	4 市町村の役割 (2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 ・・・（略）・・・また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所 <u>等</u> へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
54	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	161	▲6	4 市町村の役割 (7) 市町村地域防災計画で定める事項 細分1～6 （略） ・ <u>要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（避難のための情報伝達）</u> <u>（追加）</u>	4 市町村の役割 (7) 市町村地域防災計画で定める事項 細分1～6 （略） ・ <u>要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための通知又は警告の配慮</u>	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」に合わせた修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				細分 <u>8～11</u> （略）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方</u> ・ <u>個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> ・ <u>個別避難計画の更新に関する事項</u> ・ <u>個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置</u> 細分 <u>12～15</u> （略）		
55	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	162	▲9	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 県及び市町村は、新物資システム <u>(追加)</u> を活用し、 <u>備蓄物資や物資の輸送拠点の登録</u> に努めるとともに、 <u>あらかじめ</u> 、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 <u>(追加)</u> 物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	1 計画の方針 (1) 基本方針 カ 県及び市町村は、新物資システム <u>(B-PLo)</u> を活用し、 <u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握</u> に努めるとともに、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 <u>あらかじめ</u> 、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
56	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	162	▲4	<u>(追加)</u>	<u>キ 県及び市町村は、備蓄状況について、年に一回、広く県民に公表するものとする。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
57	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	162	▲4	<u>キ 県及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>	<u>(削除)</u>	重複記載を修正	
58	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	164	21	3 県の役割 (1) 物資等の備蓄（防災局） <u>(追加)</u> 市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。	3 県の役割 (1) 物資等の備蓄（防災局） <u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施出来ないという認識に立ち、</u> 市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。	R7 防災基本計画の修正を反映（②被災者支援の充実）	
59	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	14	4 市町村の役割 (1) 物資等の備蓄 ア 水、食料、 <u>生活必需品</u> 、毛布、 <u>(追加)</u> 携帯トイレ、簡易トイレ等 <u>応急対策</u> に必要な物資・資機材を備蓄する。	4 市町村の役割 (1) 物資等の備蓄 ア 水、食料、毛布、 <u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活</u> に必要な物資・資機材を備蓄する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
60	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	16	イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい。 <u>(追加)</u> 品目は、市町村での公的備蓄に努める。	イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい、 <u>適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>設備、洗濯設備、安全確保のためのブルーシート、土のう袋等の品目は、市町村での公的備蓄に努める。</u>		
61	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	18	(追加)	<u>ウ 避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
62	第2章第31節 食料・生活必需品等の確保計画	165	18	<u>ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。(追加)</u>	<u>エ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるよう努める。これが困難な場合は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、速やかな供給体制を整備する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
63	第2章第34節 ボランティア受入れ体制の整備	175	3	6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割 《調整会議の組織》 <u>構成団体</u> 県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、 <u>新潟NPO協会</u> 、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野NPOサ	6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割 《調整会議の組織》 <u>構成団体</u> 県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、 <u>(削除)</u> 新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野N	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				ポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部 <u>(追加)</u>	POサポートセンター、NPOさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部、 <u>TR Workers NAGAOKA</u>		
64	第2章第37節 行政機関等の 業務継続計画	180	▲1	2 県の役割 (1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務 エ 平時の取組 各所属は、職員の参集可能時間を考慮した <u>要因</u> の指名等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。	2 県の役割 (1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務 エ 平時の取組 各所属は、職員の参集可能時間を考慮した <u>要員</u> の指名等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。	誤記訂正	
65	第3章第1節 災害対策本部の 組織・運営 計画	193	▲9	1 計画の方針 (3) 災害対策本部等の組織・運営 県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。 なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。 <u>(追加)</u> また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。	1 計画の方針 (3) 災害対策本部等の組織・運営 県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。 なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。 <u>ただし、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
66	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	207	20	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 ア) 市町村の責務 d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、他の地方公共 団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>(追加)</u> 廃棄物処理等、相互に連携・ 協力し速やかに災害対応を実施できる よう、相互応援協定の締結に努める。 また、市町村間の災害時相互応援協定 の締結の促進等を通じて体制整備に努 める。なお、その際、大規模災害等によ る同時被災を避ける観点から、遠方に 所在する地方公共団体との協定締結も 考慮する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 ア) 市町村の責務 d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、他の地方公共 団体からの物資の提供、人員の派遣、 <u>災害</u> 廃棄物処理等、相互に連携・協力 し速やかに災害対応を実施できるよ う、相互応援協定の締結に努める。ま た、市町村間の災害時相互応援協定の 締結の促進等を通じて体制整備に努め る。なお、その際、大規模災害等によ る同時被災を避ける観点から、遠方に 所在する地方公共団体との協定締結も 考慮する。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
67	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	208	10	<u>(追加)</u>	<u>h 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公 共団体、関係公共機関、登録被災者援護協 力団体等に対し、資料・情報の提供等の協 力を求める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	
68	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	208	10	<u>(追加)</u>	<u>i 応急措置が的確かつ円滑に行われるよ うにするため、必要があると認めるときは、 県に対し、指定行政機関又は関係指定地方 行政機関に対する応急措置の実施の要請を するよう求める。また、この要求ができな い場合には、その旨及び当該市町村の地域 における災害の状況を指定行政機関又は指 定地方行政機関に通知する。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
69	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	208	28	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、近隣県をはじ め、他の地方公共団体からの物資の提 供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互 に連携・協力し速やかに災害対応を実 施できるよう、相互応援協定の締結に 努め、相互応援体制の強化を図る。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 県の責務 e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分 な対応が困難な場合に、近隣県をはじ め、他の地方公共団体からの物資の提 供、人員の派遣、 災害 廃棄物処理等、相互に連 携・協力し速やかに災害対応を実施で きるよう、相互応援協定の締結に努め、相 互応援体制の強化を図る。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
70	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	209	18	h 県は、市町村と調整の上、市町村の 相互応援が円滑に進むよう、他の都道 府県の相互応援に関する情報収集にあ たるとともに、 平常時 から連絡体制等 の構築、応援職員の活用方法の習熟及 び発災時における円滑な活用促進に努 める。	h 県は、市町村と調整の上、市町村の相 互応援が円滑に進むよう、他の都道府 県の相互応援に関する情報収集にあた るとともに、 平時 から連絡体制等の構築、 応援職員の活用方法の習熟及び発災時 における円滑な活用促進に努める。	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
71	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	2	<u>(新設)</u>	<u>o 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公 共団体、関係公共機関、登録被災者援護協 力団体等に対し、資料・情報の提供等の協 力を求める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	
72	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	2	<u>(新設)</u>	<u>p 県は、市町村に対して協定を締結すべき 相手方などについて、適切に助言するよう 努める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
73	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	2	<u>(新設)</u>	<u>g 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (⑭その他)	
74	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体 制	210	▲11	(ウ) その他の防災関係機関の責務 <u>(新設)</u>	(ウ) その他の防災関係機関の責務 <u>g 指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を適切かつ迅速に実施することが困難であると認める場合においては、その実態に照らし緊急を要し、県からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (①国による 災害対応の強 化)	

様式2 新旧対照表 (風水害対策編)

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
75	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体制	211	図	<p>【災害対策基本法等に基づく応援要請等】</p>	<p>【災害対策基本法等に基づく応援要請等】</p>	R7 防災基本 計画の修正を 反映 (2)被災者支 援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考						
76	第3章第3節 防災関係機関 の相互協力体制	213	33	(新設)	<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> <tr> <td>県知事</td> <td> <u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u> </td> <td>登録被災者援護協力団体</td> </tr> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	県知事	<u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u>	登録被災者援護協力団体	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
実施主体	対策	協力依頼先											
県知事	<u>○登録被災者援護協力団体への協力命令</u> <u>登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。</u>	登録被災者援護協力団体											
77	第3章第5節 洪水予報・水防警報伝達計画	229	図	<p>4 業務の体系 量水標管理者からの伝達フロー図 (1) 量水標管理者が県の場合</p> <pre> graph TD A[県土木部 関係地域機関] --> B[市町村 水防管理者] A --> C[国土交通省河川事務所 羽越河川国道事務所 阿賀野川河川事務所 信濃川下流河川事務所 信濃川河川事務所 高田河川国道事務所] A --> D[県土木部 河川管理課] A --> E[県土木部 関係地域機関] D --> F[県警察本部] D --> G[関係警察署] D --> H[報道機関] D --> I[新潟地方気象台] D --> J[県危機対策課] J --> K[陸上自衛隊] J --> L[航空自衛隊 第46警戒隊] D --> M[一般住民] </pre>	<p>航空自衛隊 量水標管理者からの伝達フロー図 (1) 量水標管理者が県の場合</p> <pre> graph TD A[県土木部 関係地域機関] --> B[市町村 水防管理者] A --> C[国土交通省河川事務所 羽越河川国道事務所 阿賀野川河川事務所 信濃川下流河川事務所 信濃川河川事務所 高田河川国道事務所] A --> D[県土木部 河川管理課] A --> E[県土木部 関係地域機関] D --> F[県警察本部] D --> G[関係警察署] D --> H[報道機関] D --> I[新潟地方気象台] D --> J[県危機対策課] J --> K[陸上自衛隊] J --> L[航空自衛隊 (削除)] D --> M[一般住民] </pre>	誤記訂正							

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
78	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	231	2	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河 川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報 河川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
79	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	231	21	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河 川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報 河川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
80	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	231	27	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河 川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (1) 国の業務 オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報 河川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
81	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	233	17	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (ア) 洪水予報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
82	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	233	24	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現在）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (イ) 水位周知河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
83	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	234	表	(イ) 水位周知河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>太平</u> 小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納 <u>(追加)</u>	(イ) 水位周知河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>長福寺</u> 、小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納、 <u>天保橋</u>	誤記訂正	
84	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	234	▲4	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>6</u> 月1日）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (ウ) 水防警報河川（令和7年 <u>12</u> 月1日現 在）	時点修正	
85	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	235	表	(ウ) 水防警報河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>太平</u> 小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納 <u>(追加)</u>	(ウ) 水防警報河川 河川名 下条川 指定水位局 <u>長福寺</u> 、小橋 河川名 鯖石川 指定水位局 加納、 <u>天保橋</u>	誤記訂正	
86	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	236	10	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・ 水防情報提供河川の一覧 (エ) 水防情報提供河川（令和7年 <u>6</u> 月1日現 在）	5 業務の内容 (2) 県の業務 カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警 報・水防情報提供河川の一覧 (エ) 水防情報提供河川（令和7年 <u>12</u> 月1日 現在）	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
87	第3章第7節 被災状況等収集伝達計画	247	▲ 5	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ウ) 県の役割</p> <p>b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。<u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ウ) 県の役割</p> <p>b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。</p> <p>また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼し、<u>収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑬防災DXの加速)	
88	第3章第9節 住民等避難計画	267	▲11	<p>1 計画の方針</p> <p>(4) 広域避難への対応</p> <p>エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有</p> <p>避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有<u>に努める。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(4) 広域避難への対応</p> <p>エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有</p> <p>避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有<u>を確実に行うものとする。また、避難先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
89	第3章第10節 避難所運営計画	271	8	1 計画の方針 風水害の場合の 指定 避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。 避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。	1 計画の方針 風水害の場合の (削除) 避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。 避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
90	第3章第10節 避難所運営計画	271	18	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、 指定 避難所を開設する場合には、 予め施設の安全性を確認する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (イ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、 (削除) 避難所を開設する場合には、 予め施設の安全性を確認する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
91	第3章第10節 避難所運営計画	272	7	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (ア) (追加) 指定 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。 (追加)	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 ア 一般的事項 (ア) 市町村は、(削除) 避難所の開設・運営について、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。 また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、	R7 防災基本計画の修正を反映 (13) 防災DXの加速	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
					<u>当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。なお、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u>		
92	第3章第10節 避難所運営計画	272	13	(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供する。 <u>(追加)</u> 性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。	(エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供 <u>できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具を確保することに努める。</u> 性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
93	第3章第10節 避難所運営計画	272	17	(オ) 避難者1人当たり3.5㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、 <u>(追加)</u> パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。	(オ) 避難者1人当たり3.5㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、 <u>プライバシー確保のための</u> パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
94	第3章第10節 避難所運営計画	272	▲16	(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 <u>(追加)</u> 。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。	(キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとともに、 <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握にも努める。</u> また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は3：1とするとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
95	第3章第10節 避難所運営計画	273	7	(ス) 市町村は、 <u>指定</u> 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。	(ス) 市町村は、 <u>(削除)</u> 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
96	第3章第10節 避難所運営計画	273	10	(セ) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が <u>指定</u> 避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する	(セ) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が <u>(削除)</u> 避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
97	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲19	(ツ) 市町村は、 <u>指定緊急</u> 避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める	(ツ) 市町村は、 <u>(削除)</u> 避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。	R7 防災基本計画の修正を反映	
98	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲14	テ (略) <u>(新設)</u>	テ (略) <u>(ト) 県及び市町村は、国のデータベースを活用し、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、被災地のニーズに応じ、迅速に提供するよう努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
99	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲6	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性 <u>(追加)</u> が参画し、 <u>(追加)</u> 意見が反映できるよう配慮を求める	1 計画の方針 (2) 避難所運営の留意点 イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性 <u>や子育て家庭</u> が参画し、 <u>こども・若者の居場所の確保等、男女のニーズの違いに関する</u> 意見が反映できるよう配慮を求める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥避難所でのこども・若者の居場所の確保)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
100	第3章第10節 避難所運営計画	273	▲1	(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保 <u>(追加)</u> など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保 <u>やキッズスペース・学習スペースの設置</u> など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥避難所でのこども・若者の居場所の確保)	
101	第3章第10節 避難所運営計画	274	12	(3) 要配慮者への配慮 ア 避難所 <u>(追加)</u> での配慮	(3) 要配慮者への配慮 ア 避難所 <u>等</u> での配慮	R7 防災基本計画の修正を反映	
102	第3章第10節 避難所運営計画	274	▲17	(ウ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、 <u>災害派遣福祉チーム (DWA T) や</u> 災害支援ナースを避難所へ派遣する。	(ウ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、 <u>(削除)</u> 災害支援ナースを避難所へ派遣する。	R7 防災基本計画の修正を反映	
103	第3章第10節 避難所運営計画	274	▲15	<u>(新設)</u>	<u>(カ) 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム (DWA T) を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (②被災者支援の充実)	
104	第3章第10節 避難所運営計画	274	▲13	イ 福祉避難所の開設 (ア) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、 <u>指定</u> 避難所からの誘導を図る。	イ 福祉避難所の開設 (ア) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、 <u>(削除)</u> 避難所からの誘導を図る。	R7 防災基本計画の修正を反映	
105	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	279	4	1 計画の方針 避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、 <u>指定</u> 避難所への移送など必要な支援を行う。 (1) 基本方針 「避難所外避難者」とは、 <u>指定</u> 避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。	1 計画の方針 避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、 <u>(削除)</u> 避難所への移送など必要な支援を行う。 (1) 基本方針 「避難所外避難者」とは、 <u>(削除)</u> 避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
106	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	279	▲11	(2) 要配慮者に対する配慮 個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、 <u>指定</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。 <u>(追加)</u>	(2) 要配慮者に対する配慮 個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、 <u>(削除)</u> 避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。 <u>また、県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (2)被災者支援の充実)																									
107	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	280	▲11	3 業務の体系 <u>指定</u> 避難所外避難者の状況調査	3 業務の体系 <u>(削除)</u> 避難所外避難者の状況調査	R7 防災基本計画の修正を反映																									
108	第3章第10節の2 避難所外避難者の支援計画	280	表	4 業務の内容 (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内） <table border="1" data-bbox="600 895 1104 1082"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>市町村に対する支援（人員、助言等）</td> <td>応援県等</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>指定</u>避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)</td> <td>自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td>避難状況の市町村災対本部への連絡</td> <td>避難所管理者</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等	市町村	<u>指定</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等	避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者	4 業務の内容 (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内） <table border="1" data-bbox="1245 895 1776 1098"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>市町村に対する支援（人員、助言等）</td> <td>応援県等</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>(削除)</u>避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)</td> <td>自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td>避難状況の市町村災対本部への連絡</td> <td>避難所管理者</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等	市町村	<u>(削除)</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等	避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者	R7 防災基本計画の修正を反映	
実施主体	対 策	協力依頼先																													
県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等																													
市町村	<u>指定</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等																													
避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等																													
市町村	<u>(削除)</u> 避難所外での住民の避難状況の調査 (場所、人数、支援の要否・内容等)	自治会、町内会等																													
避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者																													

様式2 新旧対照表 (風水害対策編)

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																										
109	第3章第11節 自衛隊の災害 派遣計画	285	表	<p>10 派遣要請先</p> <p>(1) 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239</td> </tr> <tr> <td>○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)</td> <td>〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 ℡025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239</td> </tr> <tr> <td>○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538</td> </tr> <tr> <td>○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡0254-22-3151 内230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537</td> </tr> </tbody> </table> <p>※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。</p> <p>(2) 海上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海上自衛隊舞鶴地方總監</td> <td>〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡025-273-7771 内431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)</td> <td>〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替</td> </tr> <tr> <td>○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)</td> <td>〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631</td> </tr> <tr> <td>○航空救難団司令 (救護機の派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡025-273-9211 内218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227</td> </tr> <tr> <td>○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣要請先	主な情報内容	○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239	○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 ℡025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239	○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538	○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡0254-22-3151 内230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537	災害派遣要請先	主な情報内容	○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替		連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡025-273-7771 内431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替	災害派遣要請先	主な情報内容	○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替	○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631	○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替		連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡025-273-9211 内218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227	○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替		連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264	<p>10 派遣要請先</p> <p>(1) 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239</td> </tr> <tr> <td>○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)</td> <td>〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538</td> </tr> <tr> <td>○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)</td> <td>〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡0254-22-3151 内230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537</td> </tr> </tbody> </table> <p>※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。</p> <p>(2) 海上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海上自衛隊舞鶴地方總監</td> <td>〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡025-273-7771 内432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣要請先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)</td> <td>〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替</td> </tr> <tr> <td>○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)</td> <td>〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631</td> </tr> <tr> <td>○航空救難団司令 (救護機の派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡025-273-9211 内218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227</td> </tr> <tr> <td>○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)</td> <td>〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣要請先	連絡先	○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239	○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538	○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡0254-22-3151 内230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537	災害派遣要請先	連絡先	○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替		連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡025-273-7771 内432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替	災害派遣要請先	連絡先	○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替	○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631	○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替		連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡025-273-9211 内218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227	○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替		連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264	平仄修正 内線変更	
災害派遣要請先	主な情報内容																																																																
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239																																																																
○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 ℡025-523-5117 内235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239																																																																
○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538																																																																
○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡0254-22-3151 内230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537																																																																
災害派遣要請先	主な情報内容																																																																
○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替																																																																
	連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡025-273-7771 内431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替																																																																
災害派遣要請先	主な情報内容																																																																
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替																																																																
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631																																																																
○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替																																																																
	連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡025-273-9211 内218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227																																																																
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替																																																																
	連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264																																																																
災害派遣要請先	連絡先																																																																
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡練馬村大字新井1017-2 第12旅団第3部防衛班 ℡0279-54-2011 内2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX切替 内2239																																																																
○高田駐屯地司令 (第5施設群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城市3丁目7番1号 第5施設群第3科 ℡025-523-5117 内線435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内538																																																																
○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新潟市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 ℡0254-22-3151 内230、233 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537																																																																
災害派遣要請先	連絡先																																																																
○海上自衛隊舞鶴地方總監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方總監防衛部オペレーション ℡0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替																																																																
	連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 ℡025-273-7771 内432 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替																																																																
災害派遣要請先	連絡先																																																																
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用操作戦室 初動対処クルー ℡042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替																																																																
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替 2631																																																																
○航空救難団司令 (救護機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡04-2953-6131 内3832、3836(夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX切替																																																																
	連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 ℡025-273-9211 内218、221(夜間213当直) NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227																																																																
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡0429-53-6131 内2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX切替																																																																
	連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保内2-27 ℡0259-63-4111 内205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX切替 内264																																																																

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
110	第3章第19節 医療救護活動 計画	338	21	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 活動の調整</p> <p>(ア) 県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 活動の調整</p> <p>(ア) 県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p><u>その際、災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンは、県に対して適宜助言等を行う。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	
111	第3章第22節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画	363	12	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 県の責務</p> <p>ｃ 災害の規模に応じて、<u>(追加)</u> 県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 県の責務</p> <p>ｃ 災害の規模に応じて、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、スクールカウンセラー等の派遣を要請するとともに、</u> 県外へカウンセラー派遣を要請する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑫被災地における学びの確保)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
112	第3章第26節 食料・生活必需品等供給計画	379	25	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>a 被災者への物資等の供給を行う。</p> <p>b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>c</u> 自力に必要な物資等を確保・<u>輸送</u>できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。</p> <p><u>d</u> 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。</p> <p><u>e</u> 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>a 被災者への物資等の供給を行う。</p> <p>b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。</p> <p><u>c 必要に応じて、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p><u>d</u> 自力に必要な物資等を確保（<u>削除</u>）できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。</p> <p><u>e</u> 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。</p> <p><u>f</u> 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
113	第3章第26節 食料・生活必需品等供給計画	379	▲3	<p>(ウ) 県の責務</p> <p>a 必要に応じて、<u>(追加)</u> 物資輸送拠点を開設する <u>(追加)</u>。</p>	<p>(ウ) 県の責務</p> <p>a 必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設するとともに、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実、⑬)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>b 物資等の調達、<u>輸送の代行</u>、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。</p> <p>c 自力で必要な物資等を確保、<u>輸送</u>できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p><u>の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。</u></p> <p>b 物資等の調達、<u>(削除)</u> 県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。</p> <p>c 自力で必要な物資等を確保、<u>(削除)</u> できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。</p> <p>d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</p>	<p>防災DXの加速)</p>	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
114	第3章第26節 食料・生活必需品等供給計画	381	表	<p>4 業務の内容 (1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 自主防災組織</td> <td>・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>（追加）</u> </td> <td> 県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等 </td> </tr> <tr> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、<u>（追加）</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型 </td> <td> （公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>（追加）</u> 	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等	県 日本赤十字社 新潟県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、<u>（追加）</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型 	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会	<p>4 業務の内容 (1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 自主防災組織</td> <td>・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。 </td> <td> 県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等 </td> </tr> <tr> <td>県 日本赤十字社 新潟県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型 </td> <td> （公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策	協力依頼先	被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。 	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等	県 日本赤十字社 新潟県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型 	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑦被災者支援の充実)	
実施主体	対策	協力依頼先																													
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村																													
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>（追加）</u> 	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等																													
県 日本赤十字社 新潟県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、<u>（追加）</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型 	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会																													
実施主体	対策	協力依頼先																													
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村																													
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・<u>必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。</u> ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。 	県 日本赤十字社 新潟県支部 市町村社協 ボランティアセンター 自治会長等																													
県 日本赤十字社 新潟県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、<u>広域</u>物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型 	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会																													

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>支援」という。） する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 （※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>	<p>支援」という。） する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 （※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>		
115	第3章第27節 要配慮者の応急対策	386	13	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) 県の責務 県は、市町村等からの情報収集（追加）に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) 県の責務 県は、市町村等からの情報収集やその地域内における福祉的支援を行うための総合調整に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 （⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化）	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
116	第3章第27節 要配慮者の応急対策	386	▲12	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>・・・(略)・・・避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、<u>(追加) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。</u></p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>・・・(略)・・・避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、<u>地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</u></p> <p>・・・(略)・・・</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑧保健医療福祉支援の体制・連携の強化)	OK
117	第3章第27節 要配慮者の応急対策	387	▲16	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(キ) 避難行動要支援者及び<u>保護責任者</u>の責務 避難行動要支援者及び<u>保護責任者</u>は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(キ) 避難行動要支援者及び<u>同居家族等</u>の責務 避難行動要支援者及び<u>同居家族等</u>は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。</p>	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の表現を踏まえて修正	
118	第3章第30節 障害物の処理計画	400	32	<p>1 計画の基本方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路㈱）</p> <p>c 緊急、<u>(追加)</u> 車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。</p>	<p>1 計画の基本方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路㈱）</p> <p>c 緊急<u>通行</u>車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。</p>	文言整理	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				d 緊急、 <u>(追加)</u> 車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。	d 緊急 <u>通行</u> 車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。		
119	第3章第37節 給水・上水道 施設応急対策	431	18	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) 水道事業者の責務 水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう <u>(追加)</u> 必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) 水道事業者の責務 水道施設による給水機能を速やかに回復させ、 <u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために</u> 必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
120	第3章第38節 下水道等施設 応急対策	438	17	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、 <u>(追加)</u> 必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。・・・以下（略）	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、 <u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために</u> 必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。・・・以下（略）	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑩インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保)	
121	第3章第41節 道路・橋梁・トンネル等の 応急対策	453	▲3	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知 ア 道路啓開	4 業務の内容 (4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知 ア 道路啓開	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 道路啓開は<u>原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</u></p> <p>(オ) <u>道路上の障害物の除去</u>について、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p>	<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 道路啓開は<u>災害発生後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。</u></p> <p>(オ) <u>道路啓開</u>について、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p>	(④道路法等の改正)	
122	第3章第42節 港湾・漁港施設の応急対策	456	21	<p>3 業務の体系 被災点検調査 ・構造物の安全性、<u>施設</u>の利用可能性を詳細に把握</p>	<p>3 業務の体系 被災点検調査 ・構造物の安全性、<u>係留施設等</u>の利用可能性を詳細に把握</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
123	第3章第50節 応急住宅対策	497	16	<p>4 業務の内容 (2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td> (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。		<p>4 業務の内容 (2) 応急仮設住宅の供与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 応</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td> (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 応	協力依頼先	市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。		R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥子ども・若者の居場所の確保)	
実施主体	対 応	協力依頼先																	
市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。																		
実施主体	対 応	協力依頼先																	
市町村	(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (7) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (4) 居住する住家がない者 (9) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。																		
124	第4章第1節 民生安定化対策	516	22	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばら</p>	<p>4 罹災証明書の発行</p> <p>市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調</p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑭その他)													

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				つきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や（追加）民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。	整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。		
125	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	523	3	3 資金名等 (1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (令和7年4月1日現在)	3 資金名等 (1) 災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 (令和7年12月1日現在)	時点修正	
126	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	524	3	(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年4月1日現在)	(2) 災害障害見舞金 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 (令和7年12月1日現在)	時点修正	
127	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	525	4	(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。 (令和7年4月1日現在)	(3) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。 (令和7年12月1日現在)	時点修正	
128	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	527	3	(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。 (令和7年4月1日現在)	(4) 災害援護資金の貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。 (令和7年12月1日現在)	時点修正	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
129	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	528	5	(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。（令和7年4月1日現在）	(5) 生活福祉資金貸付 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。（令和7年12月1日現在）	時点修正	
130	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	529	1	(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 （令和7年4月1日現在）	(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付 （令和7年12月1日現在）	時点修正	
131	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	530	表	(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） （令和7年4月1日現在）	(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付） （令和7年12月1日現在）	住宅金融支援の制度改正による修正	

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 （土地取得資金含む） 3,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200万円	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
(1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 5,500万円 土地取得しない場合 4,500万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 （土地取得資金含む） 5,500万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間（その分償還期間延長） 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 2,500万円	償還期間 35年以内 据置期間 1年間 利率 1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																																																
132	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	531	25	(9) 天災融資制度 (略) (令和7年4月1日現在)	(9) 天災融資制度 (略) (令和7年12月1日現在)	時点修正																																																																																																																	
133	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	532	表	(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産業) <small>(令和7年4月1日現在)</small>	(10) 日本政策金融公庫資金(農林水産業) <small>(令和7年11月19日現在)</small>	時点修正																																																																																																																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係資金</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係資金</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td>樹苗養成施設の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係資金</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>林道の復旧</td> <td>林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)</td> <td>3年以内(林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧</td> <td>林業を営む者</td> <td>1.15~ 1.70%</td> <td>15年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内	関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	林業関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15~ 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.15~ 1.70%	15年以内	5年以内	関係資金	林業基盤整備資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内(林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内	(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.15~ 1.70%	15年以内	3年以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資金の種類</th> <th>融資対象となる事業</th> <th>貸付の相手方</th> <th>利率(年利)</th> <th>償還期間</th> <th>償還期間のうち措置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業関係資金</td> <td>農業経営基盤強化資金</td> <td>農地又は牧野の復旧</td> <td>農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>農業基盤整備資金</td> <td>農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧</td> <td>農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>25年以内</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係資金</td> <td>農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業関係資金</td> <td>(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植</td> <td>(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>(1)15年以内 (2)25年以内</td> <td>(1)3年以内 (2)10年以内</td> </tr> <tr> <td>樹苗養成施設の復旧</td> <td>樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係資金</td> <td>林業基盤整備資金</td> <td>林道の復旧</td> <td>林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)</td> <td>3年以内(林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林漁業施設資金</td> <td>(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧</td> <td>農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>20年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧</td> <td>林業を営む者</td> <td>1.25~ 2.10%</td> <td>15年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内	関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内	林業関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.25~ 2.10%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.25~ 2.10%	15年以内	5年以内	関係資金	林業基盤整備資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内(林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内	(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.25~ 2.10%	15年以内	3年以内		
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																																																	
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																																	
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15~ 1.70%	25年以内	10年以内																																																																																																																	
関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																																	
	林業関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.15~ 1.70%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内																																																																																																																	
		樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.15~ 1.70%	15年以内	5年以内																																																																																																																	
関係資金	林業基盤整備資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内(林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)																																																																																																																	
	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.15~ 1.70%	20年以内	3年以内																																																																																																																	
		(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.15~ 1.70%	15年以内	3年以内																																																																																																																	
区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間																																																																																																																	
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																																																	
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用に必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25~ 2.10%	25年以内	10年以内																																																																																																																	
関係資金	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																																																	
	林業関係資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 (1)への転貸に限定	1.25~ 2.10%	(1)15年以内 (2)25年以内	(1)3年以内 (2)10年以内																																																																																																																	
		樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.25~ 2.10%	15年以内	5年以内																																																																																																																	
関係資金	林業基盤整備資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内(林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)																																																																																																																	
	農林漁業施設資金	(共同利用施設) 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.25~ 2.10%	20年以内	3年以内																																																																																																																	
		(主務大臣指定施設) 林業施設の復旧	林業を営む者	1.25~ 2.10%	15年以内	3年以内																																																																																																																	

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧						新						修正理由	備考	
				区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間	区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)			償還期間
134	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	533	表	漁業関係資金	漁業整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人、漁業を営む者	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内	漁業整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人、漁業を営む者	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内	時点修正	
						漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	1.70%				漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	2.10%				
					農林漁業施設資金	（共同利用施設）水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	1.15～ 1.70%	20年以内	3年以内	農林漁業施設資金	（共同利用施設）水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	1.25～ 2.10%	20年以内	3年以内		
						（主務大臣指定施設）漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.15～ 1.70%				（主務大臣指定施設）漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.25～ 2.10%				
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.15～ 1.65%	15年以内	3年以内	農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.25～ 1.95%	15年以内	3年以内					

様式2 新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																																																
135	第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画	534	表	<p>イ 災害関連融資制度等 (ア) 融資制度 (令和7年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県 地 域 産 業 振 興 課</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）</td> <td rowspan="8">（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 3,000万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 融資期間3年以内 年 1.15% 融資期間3年超5年以内 年 1.35% 融資期間5年超7年以内 年 1.55%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 村 産 業 育 成 資 金</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金</td> <td rowspan="8">市町村商工担当課</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.80% 保証なし 2.20%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 市町村長の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口	県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	3	融資限度 3,000万円（別枠）	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.15% 融資期間3年超5年以内 年 1.35% 融資期間5年超7年以内 年 1.55%	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	市 町 村 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.80% 保証なし 2.20%	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。	<p>イ 災害関連融資制度等 (ア) 融資制度 (令和7年12月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">県 地 域 産 業 振 興 課</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）</td> <td rowspan="8">（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 3,000万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 融資期間3年以内 年 1.30% 融資期間3年超5年以内 年 1.50% 融資期間5年超7年以内 年 1.70%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">市 町 村 産 業 育 成 資 金</td> <td>1</td> <td>資金使途 運転資金・設備資金</td> <td rowspan="8">市町村商工担当課</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.85% 保証付き（責任共有対象） 2.05% 保証なし 2.35%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>保 証 人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>信用保証 市町村長の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口	県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	3	融資限度 3,000万円（別枠）	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.30% 融資期間3年超5年以内 年 1.50% 融資期間5年超7年以内 年 1.70%	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	市 町 村 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.85% 保証付き（責任共有対象） 2.05% 保証なし 2.35%	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	7	保 証 人	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。	時点修正	
機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口																																																																																				
県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協																																																																																				
	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。																																																																																					
	3	融資限度 3,000万円（別枠）																																																																																					
	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.15% 融資期間3年超5年以内 年 1.35% 融資期間5年超7年以内 年 1.55%																																																																																					
	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																																																					
市 町 村 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課																																																																																				
	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）																																																																																					
	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）																																																																																					
	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.80% 保証なし 2.20%																																																																																					
	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。																																																																																					
機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口																																																																																				
県 地 域 産 業 振 興 課	1	資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協																																																																																				
	2	対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。																																																																																					
	3	融資限度 3,000万円（別枠）																																																																																					
	4	融資利率 融資期間3年以内 年 1.30% 融資期間3年超5年以内 年 1.50% 融資期間5年超7年以内 年 1.70%																																																																																					
	5	融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。																																																																																					
市 町 村 産 業 育 成 資 金	1	資金使途 運転資金・設備資金	市町村商工担当課																																																																																				
	2	対象企業 中小企業者（市町村長の定めるところによる）																																																																																					
	3	融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）																																																																																					
	4	融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.85% 保証付き（責任共有対象） 2.05% 保証なし 2.35%																																																																																					
	5	融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可）																																																																																					
	6	担 保 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。																																																																																					
	7	保 証 人																																																																																					
	8	信用保証 市町村長の定めるところによる。																																																																																					